

3時間で取り組む情報モラル学習の単元開発

—4年生を対象とした著作権学習の実践報告—

鳥取市立修立小学校 杉谷 義和

1. はじめに

今日の社会において、パソコンや携帯電話・スマートフォン（以下、スマホ）等の情報機器は不可欠なものとなり、世代を問わず関わりを持つようになってきている。しかし、その一方で、有害な情報、コンピュータやネットワークの不正利用、プライバシーや著作権の問題等、情報化の影の部分の深刻な社会問題となっており、トラブルの低年齢化が危惧されている。これらは、様々なマスメディアから流されるあまりにも多い情報の中で、どの情報を選択すればよいのか難しい環境に置かれていることや間接体験や疑似体験が増加し、実体験との混同を招いたりすること等が要因となっていると考えられる。児童は、学年が上がるにつれて、次第にコンピュータや携帯電話・スマホ等を日常的に用いる環境に入っており、情報環境づくりへの対応が進展している学校において、情報化の影の部分に対応していく情報モラル学習の実践が大きく期待されている。

そこで本実践では、このような動向を背景とし、現任校の小学生4年生を対象に、著作権を事例とした情報モラル学習を実践的に検討し、教育現場の教師に対して、情報モラルの授業改善の一助となることを目指す。

2. 教育活動前の児童の状況

平成26年5月に、インターネットの利用に関する実態調査アンケートを4年1組25名を対象に行った。有効回答率は100%であった。「家に、自分が使いたいときに使えるインターネットにつながるパソコンがありますか」の質問項目に対して、25人中10人（40%）があると回答している。また、インターネットの接続が可能なDSの所持率は、25人中17人（68%）と約7割である。「自分の携帯電話・スマホを所持していますか」の質問項目に対して、25人中3名（12%）であった。また、携帯電話・スマホを持っていない児童22人のうち、12名（55%）は、ほしい気持ちはあると回答している。「インターネットや携帯電話・スマホをみんなが気持ちよく使うためのルールやマナーについて学校で勉強がしたことがありますか」の質問項目に対して、25人中22人（88%）がないと答えた。うち3人は、帰りの会や生活科の時間に、インターネットでやってはいけない操作やきまりについての指導を受けとことがあると回答している。アンケート結果から、インターネットのトラブルに巻き込まれた児童がいるという実態はなかった。また、山本・清水（2005）の作成した著作権意識評価尺度（「著作権の意識化」「著作権の尊重」「違法な複製」「許諾の必要性」計4項目）を用い、児童の著作権意識の状況を把握した。意識の平均値（4点満点）が相対的に低かったのは、「著作権の意識化」（平均値1.4）と「違法な複製」（平均値2.5）であった。

3. 情報モラルに対する意識を高める授業のデザイン

3.1 単元構成の意図

児童が、著作権に関する価値の自覚を主体的に図ることができるように、従来型とは異なる情報モラル学習の単元構成を目指した（図1）。従来型は、インターネットの利用体験の中で、著作権の法に関する説明をしたり引用の明記を教えたりしながら、著作権に配慮したインターネットの利用につなげていく学習形態である。しかし、本実践では、態度育成に重点を置いた情報モラル学習を目指すことから、インターネットの利用体験をさせた上で、著作権に関する価値の自覚を図る授業を従来型の中に組み入

れることとした。

情報モラル学習の乏しい児童に対して、学習の初期段階で直接的な著作権問題の指導をしてしまうと、抵抗感をもたれてしまうことが予想される。そこで、学校生活の身近な著作権を題材とするような情報モラル学習を位置付けることとした。また、著作権の問題を著作者と活用の両者の立場に立って捉えさせることが著作権をより尊重することにつながるの考えに基づき、著作者と活用の両者の立場に立って著作権問題を捉えることのできる題材（自作資料）を扱うこととした（図2、図3）。ここでの学習段階を「著作者・活用の立場を考える段階」とした。上述の心の問題を扱った学習を実施した後、著作権の目的や種類、法律等を扱った知識の問題を扱うことで、著作権の問題を心の問題と知識の問題の両面からアプローチすることが可能になると考えた。ここでの学習段階を「著作権の理解を図る段階」とした。児童が著作権問題に対して確かな実践につなげていくための基盤となる学習段階として位置付けである。上述の学習段階後、実践化をねらった授業を次時に配置することも考えられるが、今日の情報モラル学習では、心の教育の充実が求められているため、本実践では、知識の問題を扱った学習後、さらに心の問題を扱った学習を再配置し、より高度な思考力・判断力を育み実践の場へつなげることをねらいとした。上述の学習段階を「より高度な思考力・判断力を育成する段階」とした。そして、単元を通して高められた情報モラルに対する意識を実践に生かすために単元学習後にインターネットを利用した学習を配置することとした。本実践の情報モラルの単元の枠組みを図1に示す。

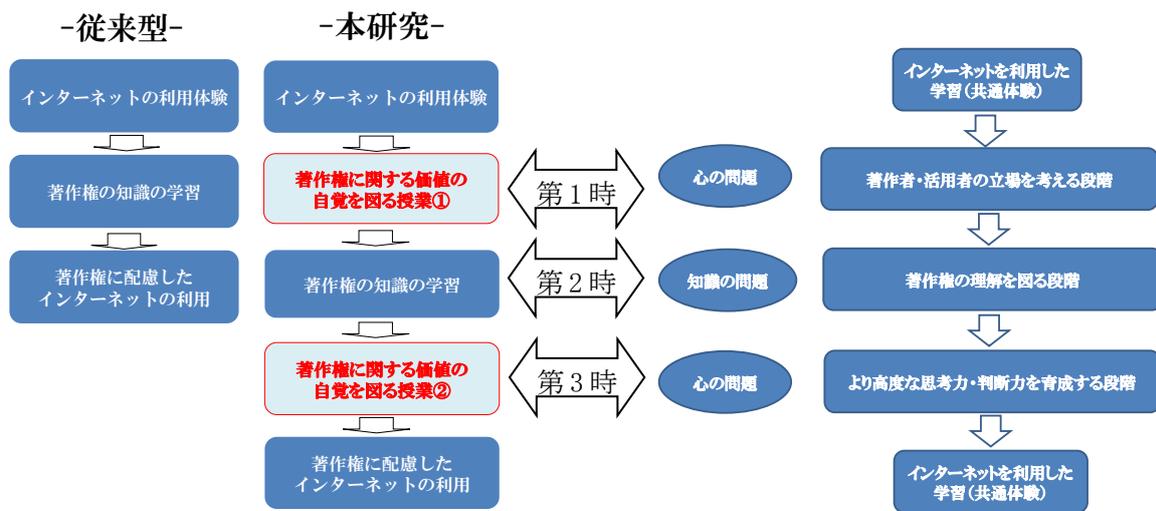


図1 従来型と本研究の比較と情報モラル単元の枠組み



図2 自作資料「インターネットを使った調べ学習」

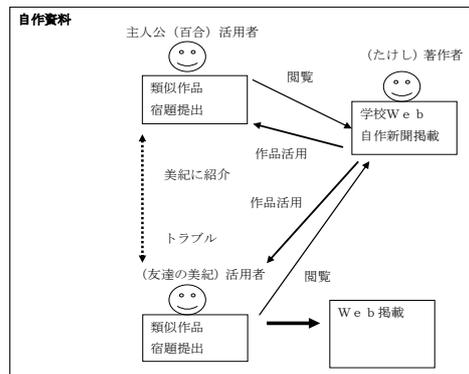


図3 自作資料のストーリーの概要

3.2 実践の手続き

本題材で設定した手立ての効果を把握するために、山本・清水（2005）の作成した著作権意識評価尺度を準備した（図5）。本実践は、平成26年6月に、T県内公立S小学校4年生小学校25名を対象に実施した。有効回答は25名、有効回答率100.0%である。質問項目は、「著作権の意識化」（質問項目8,9,10,11）、「著作権の尊重」（質問項目2,5）、「違法な複製」（質問項目1,3,7）、「許諾の必要性」（質問項目4,6）の計11項目をそれぞれ設定した。著作権意識に対する事前・事後調査を「著作権の尊重をテーマにした情報モラル単元（計3時間）」の前後に行った。

年 番 (男・女)		質問項目 (こうもく) に対して、現在の気持ちに最も近い番号に、必ず○をつけて下さい。 4:非常にあてはまる 3:あてはまる 2:あまりあてはまらない 1:全くあてはまらない			
No.	質問項目	4	3	2	1
1	ポスターやパンフレットを作るときに、まんがのキャラクターを使ってよいと思いますか。	4	3	2	1
2	友達が作った図工の作品などを大切にしていると思いますか。	4	3	2	1
3	社会科の学習で、図書館の本を自分でコピーして使ってよいと思いますか。	4	3	2	1
4	友達の書いた文章や作文をまねて発表してもよいと思いますか?	4	3	2	1
5	掲示してあるポスターやパンフレットを大切にしていると思いますか?	4	3	2	1
6	他の人の作品を使うときに、作った人に許可をもらうようにした方がよいと思いますか?	4	3	2	1
7	音楽のCDを自分が聞くために、カセットテープやMDにダビングしてもいいと思いますか?	4	3	2	1
8	あなたは著作権について詳しく知っていると思いますか?	4	3	2	1
9	あなたは、ひごろから著作権に気がつけていると思いますか?	4	3	2	1
10	コピーしたり印刷したりするときに、著作権に気がつけていると思いますか?	4	3	2	1
11	著作権を守ることは大切なことだと思いますか?	4	3	2	1

図5 山本・清水（2005）の作成した
著作権意識評価尺度

4. 教育活動の展開

第1時 学級活動(2)「適切なインターネットの活用①」(著作者・活用者の立場を考える段階)

第1時では、インターネットの情報を活用する側(利用者)の配慮を欠いた行為から生じた著作権問題を取り扱った自作資料「インターネットを使った調べ学習」で学習を試みた(図1, 図2)。ここでの反応は、主人公の行った行為に対して、「ずるい」「ずるくない」の意見に二分された。

具体的には、話し合いの当初、「ずるい」と主張した児童たちからは、「人が一生懸命つくったものを自分のつくったかのようにしている。」「つくった人の許可をもらっていない。」という意見が出され、「ずるくない」と主張した児童たちからは、「学校図書館で調べ学習をするときに引用することはよくあることだから、インターネットの世界でも問題ない。」という意見が出され見解が割れた。しかし、話し合いを進めていくと、利用者も著作者もお互い気持ちよくアイデアや考えを交流するためには、先ず、利用者側が、著作者の存在を考えた対応を示すこと、著作物の向こう側には、著作者がおり、自分自身もその立場になりうるということに気づくことができ、活用の仕方を考えることが大切だという方向に向かった。以下、児童の感想である。「まねをすることから学びが始まると思って、インターネットで調べ学習をしたときは、ほとんどまねをしておまねかを書いていたので、著作権を守らないことをしていたんだなあと思いました。参考にするのはいいけど、自分のものとして発表したりするのはいけないと思いました。まね方が大事だと思いました。(第1時の感想から)」。第1時の実践では、利用者としての在り方を考えるだけでなく、広く著作者・利用者としての立場から著作権を考えることができたことが示唆された。



第2時 学級活動(2)「適切なインターネットの活用②」(著作権の理解を図る段階)

第2時では、著作権の目的や種類や法律などの理解を図るため、インターネットのデジタルコンテンツ(コピーライトワールド)を活用した。児童一人一人が自分のペースに合わせて著作権についての理解を深めていく学習を試みた。児童は、身の周りにある著作物の存在に気づいたり、著作物は法律に守られていることを知ったりすることで著作権に興味をもちながら学ぶことができていた。以下、児童の感想である。「映画や絵、作文、詩などにも著作権があることが分かりました。50年や70年など、著作

権には、期限があることも分かりました。作品を作ったその時点で、「著作権が自動的に発動する」ということにおどろきました。(第2時の感想から)」。このことから、第2時の実践では、多くの児童が著作権についての法的根拠に基づいた理解をしたうえで、著作権を大切にしていこうとする思いをもつことができていたことが示唆された。



第3時 道徳の時間「不正を許さない【1-3】(より高度な思考力・判断力を育成する段階)

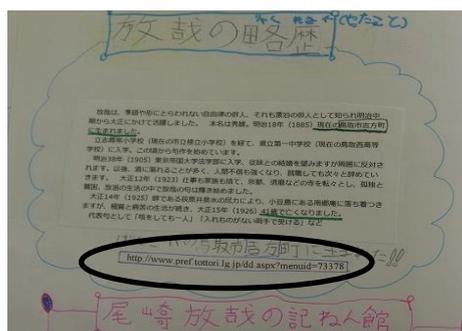
第3時では、広く著作権を考えるため、図書に関しての著作権を題材とした既存資料「のりづけされた詩」を用いて著作権に対する思考力・判断力をより高めていくことをねらいとした実践を試みた。以下、児童の感想である。「人のまねばかりしていたら自分にとってよくないし成長しないと思いました。勝手に使用すると罪悪感が生まれるし、著作者も不愉快になると思いました。悪いと分かっていることは、行動に出さないことが大事だと思いました。(第3時の感想から)」。

これらのことから、第3時の実践から多くの児童が道徳資料をもとにして、著作権問題を自己の生活と照らして振り返っていることが示唆された。これは、著作権問題を多面的に考えてきたことや心情面と知識面の両面でアプローチしてきたことが身近な問題として捉える事に繋がったと考えられる。また、同じ過ちを繰り返さないことの必要性について多くの児童がふれていることから、道徳の時間による正義の価値の高まりが示唆された。



5. 実践の効果

単元終了後の総合的な学習と夏休みの自由研究作品において、実践化(インターネットのアドレス明記、図書資料の出典明記)につながる児童が見られた。第2時の学習で、児童の「著作者に直接、許可が取れない場合はどうするんですか。」の問いにより、アドレスの明記や図書資料の出典明記について、さらに学習を深めることができていたことによる効果が大きいと考えられる。



実践化が見られた児童のノート例



実践化が見られた自由研究例

本実践前後での、児童の著作権意識の状況(「著作権の意識化」「著作権の尊重」「違法な複製」「許諾の必要性」計4項目)を分析した(表1)。その結果、「著作権の意識化」と「許諾の必要性」の2項目において有意な伸びが認められた。特に「著作権の意識化」においては、高い伸びが認められた。 $(t(25)=12.34 \quad p<0.01)$ このことから、著作権を事例とした情報モラル学習の本実践において、児童の著作権に対する意識が促進されていたことが示唆された。

表1 児童の著作権意識の変容

		事前	事後	対応のあるt検定
著作権の意識化	平均	1.35	3.35	t(25)=12.34
	S.D.	0.81	0.51	**
著作権の尊重	平均	3.44	3.38	t(25)=0.51
	S.D.	0.56	0.60	ns
違法な複製	平均	2.49	2.57	t(25)=0.66
	S.D.	0.39	0.54	ns
許諾の必要性	平均	3.60	3.78	t(25)=2.8
	S.D.	0.45	0.52	**

*p<0.05 **p<0.01
N=25

6. 成果と課題

本実践は、現任校の児童を対象に、著作権を事例として、3時間でできる情報モラル学習単元のデザインを試みた。その結果、「著作権の意識化」「許諾の必要性」の2項目で有意な水準の伸びが認められた。また、単元後の児童の感想と変容から著作権に対する意識が高まったことが示唆された。

このような成果の要因には、大きく以下の2点が挙げられる。第一に、学級活動と道徳の時間の有機的な関連を図って単元構成を図ったことにある。本実践の単元の構成については、本校職員で開催した事後研究会においても、児童の学習に対する意識のスムーズな流れとマッチしているとして高い評価を得ている。このような単元デザインでは、取り上げたトピック（本実践では、著作権）に含まれる道徳的価値観や知識が子どもの意識の上でスムーズに位置づけられるよう、学習の順序を考慮し、単元構成を工夫することが重要となる。また、学習環境も教室に限ることなく、コンピュータ室等、情報機器のある環境を積極的に活用し、利用体験を踏まえながら指導するというような環境面のデザインを充実させることも必要である。第二に、自作資料の活用の重要性である。本実践では、身近に起こり得る情報モラルに関わる出来事を題材に、著作者と活用者の両者の立場を考えられる資料を用いて実践を行った。このことについては、授業を参観した本校職員からも、身近な情報モラルに向き合える資料として有効であるとの高い評価を得ている。情報モラル学習のための資料作成には様々な工夫が求められるが、少なくとも本実践で得られた成果からは、①情報モラルの影の部分である問題事例だけに焦点を当てるのではなく、効率性や利便性等の光の部分も考えることのできる資料にすること、②情報化社会がバーチャルで匿名性をもつことを踏まえ、主人公以外の情報モラルにかかわる他者の存在についてもあえて考えさせる資料を作成すること、の2点が重要だと考えられる。

しかし、本実践では以下のような問題点が残されている。第一に、実施時期の問題である。本実践は、4年生の前期（6月）に実施したが、後期での実施は試みていない。ある程度、インターネットの活用経験を積んでいる後期に学習する方が、レディネスの不十分な児童が前期より少なくなるのかもしれない。第二に、国語科との有機的な関連である。後期に国語科で学習する「引用」と系統的に学習を進めることができると、情報モラルについての意識が一層高まることが期待できる。実施時期を後期にして、国語科と関連を図りながら著作権の意識化を検証する必要がある。今後も児童が、主体的に自分自身と向き合えるような指導の工夫が求められる。本実践で得られた結果の追試を含め、これらについては今後の課題とする。

【参考文献】

- 1)山本朋弘・清水康敬(2005)著作権教育による児童の意識変容と授業実践の効果, 日本教育工学会誌 29 (Suppl.), pp.1-4
- 2)情報センター: コピーライトワールド <http://www.kidscric.com/>(最終アクセス 2014.6.12)
- 3)松野敏夫(2010)のりづけされた詩, 村田昇他監修みんなの道徳6年, pp.50-53, 学習研究社